

平成 17 年 8 月 9 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 ト ー シ ン
代表者の役職氏名 代表取締役社長 石田信文
上 場 取 引 所 ニッポ ン・ニ ュー・マ ーケッ ト-「ヘラクルス」
コ ー ド 番 号 9 4 4 4
本 社 所 在 地 名古屋市中区栄三丁目 4 番 21 号
問 合 せ 先 責任者役職名 取締役管理部長
氏 名 宮 川 勝 美
TEL 052-262-1122 (代表)

ストックオプション（新株予約権）ならびに割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 17 年 7 月 29 日開催の当社第 19 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日であります平成 17 年 8 月 17 日に決定する予定です。

記

1．新株予約権の発行日

平成 17 年 8 月 17 日を予定

2．新株予約権の発行数

6,027 個（新株予約権 1 個当たり 1 株）

3．新株予約権の発行価額

無償

4．新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 6,027 株

5．新株予約権の行使に際しての払込価額

未定（平成 17 年 8 月 17 日に確定する予定）

当該払込価額は、1 株当たり 105,069 円（平成 17 年 7 月の各日における大阪証券取引所が公表する終値の平均値に 1.05 を乗じた金額）または、新株予約権を発行する

日の大阪証券取引所の公表する当社株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値）のいずれか高い価格とする。

6．新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

未定（平成17年8月17日に確定する予定）

7．新株予約権の行使により株券を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額

未定（平成17年8月17日に確定する予定）

8．新株予約権の権利行使期間

平成17年8月17日から平成23年7月31日まで

9．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権発行時において当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人による権利行使は認めない。

10．新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。

11．新株予約権の割当を受ける者および割当数

| 割当対象 | 人数 | 割当個数 |
|-------|-----|--------|
| 当社取締役 | 4名 | 2,044個 |
| 当社従業員 | 71名 | 103個 |
| 主要取引先 | 10名 | 3,880個 |
| 合計 | 93名 | 6,027個 |

【ご参考】

定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成17年6月27日

定時株主総会の決議日 平成17年7月29日

以上